

専門部会等の活動状況について

○人材育成部会

○療育部会

○就労支援部会

○精神障がい者地域移行支援部会

○権利擁護部会

[1] 今年度の狙い

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望み暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

(1) 障害福祉計画の推進（相談支援の質の向上）

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実践促進（PDCA サイクル）
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
(令和6年度報酬改定をふまえた相談支援体制整備について)
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの活用

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」の活用により、相談体制を更に進めていく。
- ・主任の活躍する場として、地域 OJT 活動の定着を図る。
(モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる)

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
- ・法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
- ・運営委員会との方針共有

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月14日(水)

部会の取組について、令和7年度相談支援従事者指導者養成研修の予定について、国研修の受講推薦について(方針等確認)、法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制について確認

・第2回 7月22日(火)〈機能強化会議と合同・集合開催〉

相談支援従事者指導者養成研修の復命(4コース)、モニタリング検証の実施(検討)状況の共有。

・第3回 9月10日(水)

第7期(第3期)障害福祉計画(障害児福祉計画)の進捗確認(相談支援)、体制整備の状況確認・共有

モニタリング検証、地域 OJT の体制整備状況、機能強化型相談支援給付費算定事業所数、主任相談支援専門員の活動状況等

[3] 今後の予定

・第4回 12月22日(月)

相談支援従事者初任者・現任研修 各圏域の実習体制について

・第5回 2月12日(木)

・次年度に向けて・まとめ

[4] その他

(1) 相談支援従事者研修 実施状況

・ 7～10 月	相談支援従事者初任研修	修了者	113 人
・ 9～11 月	相談支援従事者現任研修	修了見込者	122 人
・ 11～12 月	相談支援従事者主任研修	修了見込者	13 人
・ 12 月	相談支援従事者専門研修（地域移行・地域定着） （介護支援専門員協会と合同企画）		
	A 日程（相談・介護の連携の基礎）	修了見込者	1 人
	B 日程（既存の専門コース研修）	修了見込者	9 人
	C 日程（総合コース）	修了見込者	6 人
	※法定研修部分（B+C）	修了見込者	16 人

(2) サービス管理責任者等研修 実施状況

・ 6 月	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	基礎研修	修了者	192 人
・ 10～12 月	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	更新研修		
	A 日程（ホクト文化ホール）	修了者	53 人	
	B 日程（キッセイ文化ホール）	修了見込者	71 人	
	C 日程（伊那文化会館）	修了見込者	51 人	
・ 8～2 月	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	実践研修		
	2 年間 OJT コース（8～9 月実施）	修了者	126 人	
	6 ヶ月 OJT コース（1～2 月実施）	未実施		

[1] 今年度のねらい

- (1) 当事者・家族が早期から身近な地域で相談、適切な療育等が受けられる体制のより一層の充実を図る。
- (2) 社会資源の現状把握を行い、課題への対応策の検討や好事例等の共有を通じ、圏域療育部会の協議の促進等機能強化を図る。
- (3) 第3期障害児福祉計画の成果目標に関する地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月15日（木）【オンライン】

本年度の活動計画について協議を行うとともに、各圏域での取組等に関する情報交換及び関係機関における障がい児支援に係る取組について情報共有を実施した。

・第2回 8月25日（月）【集合】

「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」の実施にあたり、調査の目的、調査方法及び項目、また結果のまとめ方や調査結果活用方法等について意見交換・協議を行った。

また、発達障がい者支援対策協議会の内容について共有を行った。

→ 9月～「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」

※調査概要は別紙のとおり。

結果についてはとりまとめ中。

[3] 今後の予定

・第3回 11月20日（木）

「児童発達支援・放課後等デイサービス等に関する自治体調査」結果の共有及び見えてきた課題への取組や好事例の共有、結果の活用方法等について意見交換

・第4回 2月9日（月）

本年度のまとめ及び次年度の活動方針について

児童発達支援・放課後等デイサービス事業等に関する自治体調査 概要

1 目的

児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業については、「発達支援」が前提とされる中で、利用ニーズの増加により、事業所の不足等が課題となっている。

そのような状況を踏まえ、児童発達支援・放課後等デイサービス事業等に関する現状及び課題、課題に対する資源開拓・活用を含めた取組状況などについて、市町村に調査を行い、地域の支援体制のあり方について検討する。

2 調査内容（抜粋）

(1) 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

- ・サービス提供事業所数
- ・支給決定件数
- ・支給決定基準の有無
- ・サービス提供事業所の充足状況とその理由
- ・利用希望があったが利用できなかった・しなかった児の有無
有の場合：人数とその理由及び処遇
- ・利用目的
- ・地域の中で期待する機能・役割
- ・課題及び課題に対する取組(好事例)や考えられる解決方法（一般の子ども・子育て施策やインフォーマルな資源の活用も含めて）

(2) 児童発達支援センター等を中核とした障がい児支援体制整備について

- ・圏域の中核機能の整備の方向性と現在の整備状況

(3) 庁内における横断的な連携状況について

- ・インクルージョン推進のために、障がい福祉分野と連携が取れている部署
- ・庁内連携における課題

3 調査方法

- ① 市町村から事務局へ回答提出。
- ② 事務局から療育コーディネーターへ管轄自治体の回答を送付。
療育コーディネーターが必要に応じて市町村へ聞き取り等を行い、圏域の結果としてとりまとめ、事務局へ提出。
- ③ 事務局において、全県の結果をまとめ部会にて共有。

4 結果の活用

本調査の結果は、各圏域におけるサービスの過不足や取組を比較評価するものではなく、療育コーディネーターを通じて圏域自立支援協議会の部会等において共有し、支援体制の充実に向けての協議事項等として活用する。

[1] 今年度の狙い

(1) 研修事業

障がい者の更なる就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための、人材育成に特化した研修会※を開催する。

※各圏域代表による実践発表を通じて、就労選択支援事業の効果的な取組について学び、就労面からの意思決定支援と地域作りの両面を考察する。学生の研修会参加促進のため、昨年度に引き続き、長野大学にて開催予定(9/29開催済み)。

(2) 連携支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会の活動等について情報共有を行うとともに、圏域福祉計画の進捗状況の共有を行う中で、関係者間の連携の更なる充実を図る。

7/23 飯伊圏域仕事部会参加(就労選択支援について)

12/9 長野圏域就労部会参加(同上)予定

1/30 松本地域就労選択支援会議参加予定

(3) 人材確保、育成事業

就労支援に関わる人材確保、育成について、各圏域の現状や取組状況等を共有し、課題解決に向けた糸口を掴む。また必要に応じて県人材育成部会へ協力を仰ぐ。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月13日(火)

本年度の部会の計画について協議を行うとともに、関係機関から今年度の取組に係る情報を共有した。また、就労支援部会研修会に向けて意見交換を行った。

・第2回 7月16日(水)

第1回就労アセスメント分科会の内容報告、就労支援部会研修会に向けて意見交換を行った。

就労選択支援に関して、事業所の指定申請について県からの情報提供を行ったほか、厚生労働省「就労選択支援員養成研修」に参加した部会員から復命を行った。

・第3回 9月29日(月)

【就労支援部会研修会】

障がい者の就労支援に係る福祉人材の育成を図るため、障がい者の就労支援を支える福祉職員及び福祉現場を志す学生に向け、福祉現場における現状の課題や取組等の共有を行った。

(会場：長野大学、参加者：106名)

研修内容

① 長野県の障がい者雇用の状況について

② 全体講義「就労支援と意思決定支援～くらす、はたらく。じぶんが、きめる。～」

③ 分科会 第1分科会「働き方の可能性とは」

第2分科会「暮らしからみる働き方」

第3分科会「持続可能な就労系福祉サービス運営の指標」

④ まとめ

◎上半期の関連事業実績

●職場実習制度の実績

- ・短期トレーニング促進事業・・・256件（昨年度前期：218件）
- ・障がい者就労アセスメント体制強化事業・・・就労選択支援の開始を見据え、障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、県内2か所（4ブロックごと）で就労支援に関する研修会開催（参加者：171名）。

[3]今後の予定

- ・第4回 12月10日（水）
圏域間の情報共有を実施予定
- ・第5回 1月28日（水）
圏域間の情報共有を実施予定
- ・第6回 3月4（水）
年度総括・次年度に向けて

[4]その他

※就労アセスメント分科会

- ・第1回 7月16日（水）
令和7年度10月から開始される「就労選択支援」に向け、特に関わりの深い教育分野の関係者を参集し、現行の「就労アセスメント」について各分野における課題及び分科会設置の目的の共有等を行ったほか、各特別支援学校における就労選択支援の取扱いについて意見交換を行った。
また、県から就労選択支援事業所の指定申請（基準）について情報共有を行った。

〈今後の予定〉

- ・第2回 12月10日（水）
各圏域における事業の実施準備状況の共有を行う。
- ・第3回 3月4日（水）
事業実施における地域アセスメント体制の確認及び評価を行う。

[1] 今年度の狙い

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 部会の開催及び取組状況

・第1回 5月20日(火)【書面】

昨年度の部会活動報告、今年度の部会の体制及び計画について共有した。

・第2回 10月1日(水)

今年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議において挙げられた各圏域の課題等について、各分野から現状の共有および意見交換を行った。

今年度から開始した県事業(入院者訪問支援事業)について実施状況の共有を行った。

[3] 今後の予定

・第3回 令和8年2月頃

今年度の各圏域の活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議する。

[4] その他

※精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議

・第1回 9月3日(水)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況や課題等を確認した。ピアサポーターの体調を維持した活動方法や高齢ケースの支援における障がい分野と介護分野の連携等について情報交換や好事例の共有等を行った。

圏域の課題を検討していく方法のひとつとして、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業」の情報提供を行い、事業の活用に対する圏域のニーズ等を確認した。

<今後の予定>

・第2回 令和8年1～2月頃

内容：各圏域における今年度の活動の振り返り

1年間のまとめ及び次年度の取組の方向性を確認する。

Q1 面会時間はどれくらいですか？

A1 概ね、30分～45分です。

Q2 継続して利用することはできますか？

A2 1か月に1回程度の利用ができます。

Q3 いつも同じ人が来ますか？

A3 担当制ではないので、訪問する人は代わる場合があります。
どの支援員も、お話をしっかり聞き、誠実に対応します。
それでもご不安があるときは、教えてください。

Q4 お金はかかりますか？

A4 訪問・相談は無料です。

Q5 電話で相談できますか？

A5 電話ではなく、訪問したときにお話を聞かせてください。

連絡方法は

話したい
話を聞いてほしい



事務局にお電話ください

「入院者訪問支援事業の
リーフレットを見たんだけど…」



日程調整後、
支援員が2名で訪問します



連絡先はこちら

入院者訪問支援事業
長野県事務局

電話 026-235-7109

月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
9時～16時



市町村長同意で 医療保護入院されている方へ 入院者訪問支援事業の ご案内

長野県健康福祉部疾病・感染症対策課

こんな思い ありませんか？

この先どうなるんだろう…

相談ごとがあるけど、
誰に話したらいいんだろう？

話をする人がいなくて
さみしい…

大事なことも
ささいなことも
一緒におしゃべり
してみませんか？



©長野県 アルクマ

長野県で
入院者訪問支援事業が
はじまりました

入院中、不安なことはありませんか？
こんなこと話してもいいかな？
と迷うことはありませんか？

- ♥ あなたの想いを受け止めます。
- ♥ あなたの気持ちに寄り添います。
- ♥ 誰に相談すればいいのか、
どのように伝えればいいのか、
一緒に考えます。
- ♥ 必要な場合は、情報提供もします。

これからのことを、一緒に考えていきましょう

秘密は守ります

お伺いしたお話について、
あなたの許可なく他の人に
伝えることはありません。



入院者訪問支援事業のご案内

＜入院者訪問支援事業とは＞

入院者訪問支援事業は、主に外部からの交流が途絶えがちな市町村同意による医療保護入院者に対し、入院者訪問支援員がその求めに応じて精神科病院に訪問し、誠実かつ熱心に話を聞き、入院中の生活に関する相談、必要な情報提供などを行う事業です（精神保健福祉法第35条の2）。

訪問、相談は無料です。

＜入院者訪問支援員とは＞

- ・ 資格などの要件はありません。当県開催の入院者訪問支援員養成研修を修了し、当県から選任された者が担います。
当事者や医療・福祉の従事者、一般市民等さまざまです。
（当県では現在、当事者及び精神保健福祉士に対象を絞っています。）
- ・ 入院中の方の立場に立って相談に応じ、ご本人の気持ちを丁寧に聞きます。
- ・ ご本人が希望する支援を受けるためにはどうすればよいか一緒に考え、情報提供をします。
- ・ 2人1組で訪問します。担当制ではないため、継続の訪問でも支援員が代わることがあります。
- ・ 守秘義務があります。

～さまざまな立場からの支援の必要性～

フォーマルアドボカシー

～専門職～

（医療者・福祉・行政職員）

- ・ 適切な療養環境の提供
- ・ 情報提供
- ・ 本人中心の医療、ケアの提供

ピアアドボカシー

～本人と同じような立場・属性の人～

- ・ 深い共感
- ・ 経験値の共有など

セルフアドボカシー

インフォーマルアドボカシー

～家族、友人など～

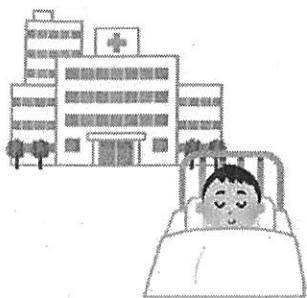
- ・ 本人への寄り添い
- ・ 本人と一緒に専門職の話を聞く

独立アドボカシー

～利害関係のない第三者～
（入院者訪問支援員など）

- ・ 本人の立場に立つ
- ・ 情報提供
- ・ 本人のエンパワメント
（直接支援は行わない）

<入院者訪問支援事業の主な流れ>



①市町村長同意による
医療保護入院



②行政職員による市町村長同意の説明
および入院者訪問支援事業の案内



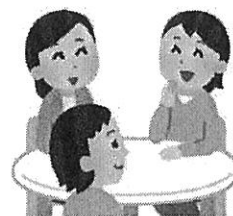
③退院後生活環境相談員等から
入院者訪問支援事業の案内



④ご本人または病院職員から
事務局へ訪問希望の連絡



⑤事務局において支援員・
病院職員と訪問日の調整



⑥支援員（2人1組）の訪問、
面会交流

※面会はご本人と支援員の3人で実施

※希望する場合、複数回（1か月に1度程度）
利用可能

<医療機関の皆さまへ>

- ・ 支援対象者への継続的な**事業周知**をお願いいたします。
- ・ ご本人が本事業の利用を希望された際は、事務局までご連絡ください。
- ・ 面会日の**日程調整**と、ご本人と支援員が、プライバシーを保って
面会できる場所の確保にご協力をお願いいたします。
- ・ 原則として面会での内容を医療機関にお伝えすることはありません。

本事業についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<連絡先>

入院者訪問支援事業長野県事務局
（長野県健康福祉部疾病・感染症対策課）
電話：026-235-7109



© 長野県アルクマ

令和7年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会 上半期報告

[1] 今年度の狙い

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

- (1) 虐待防止を含む権利擁護の視点から、各圏域の意思決定支援の取組状況について情報共有を行う。
- (2) 虐待防止に関する取組状況の情報共有及び県障がい者虐待防止・権利擁護研修への協力を行う。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に関わる取組状況の情報共有を行う。
- (4) その他、各圏域から提出された権利擁護に関する課題の検討及び好事例の共有を行う。

[2] 取組状況

・第1回部会 5月22日(木) Web 会議

各圏域権利擁護関連部会の令和6年度活動状況の報告と本年度の県権利擁護部会の計画策定を行った。

活動状況の報告では、虐待防止に係る事業所向け・市町村向けの研修の実施や差別解消に係る地域住民向けの啓発イベントの開催、事例集の作成、権利擁護を主眼とした圏域内の事業所訪問など、各圏域の多様な取組を共有するとともに、自圏域に持ち帰り、今後の活動の参考としていくことを確認した。

・第2回部会 7月31日(木) Web 会議

各圏域権利擁護関連部会の令和7年度活動計画の確認に加え、令和6年度から最低基準及び解釈通知において、意思決定支援ガイドラインを踏まえて利用者の意思決定の支援に配慮することが明記されたことを踏まえ、各圏域の事業所における意思決定支援の取組に関する聞き取りを実施した。事業所における意思決定支援責任者の担い手や意思決定支援会議の会議形態、意思決定支援計画の作成にあたっての工夫などを共有した。

○収集・共有した取組等の例

意思決定責任者を担当する職種	・ サービス管理責任者 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 管理者 ・ 相談支援専門員 ・ 生活支援員 ・ 職業指導員 ・ 療法士
意思決定支援会議の運営方法や工夫	・ 個別支援計画と一体的に運営 ・ サービス担当者会議に合わせて、市町村、家族参加型で運営 ・ 利用者との月1回のミーティングで実施 ・ モニタリングが意思決定支援会議を兼ねる
意思決定支援計画の作成にあたっての工夫	・ 意思決定支援のアセスメント表を作成し、過去の情報も取り入れている ・ 寝たきりで意思表示が難しい方でも、必ず本人のベッド周りに集まり、本人を前にして会議を開く ・ 自発的に発言できる方は少ないため、家族への確認や、利用する他事業所への確認、相談支援専門員への確認も行いながら、本人の意思となるべくズレが生じないように配慮して作成する
その他取り組んでいること	・ 視覚的に伝える、一緒に気持ちを書き出す、選んでもらう ・ 意思決定支援の考え方についてガイドラインを参考に職員研修を実施

る事業所や職員への影響	となっている ・ 本人の主体性を尊重する姿勢が浸透し職員間でも支援の方向性について建設的な話し合いが増えた ・ 職員のモチベーションの維持や支援の方向性の統一に繋がっている
-------------	--

・ 第3回部会 10月9日（木）

県の障害福祉サービス事業所等の管理者向け障がい者虐待防止・権利擁護研修について、権利擁護部会員を通じて各圏域からグループワークのファシリテーターを選出するなど、部会としての協力体制について確認を行った。

障がい者差別に関する具体的場면을例示し、望ましい対応方法について部会員間で確認し合うと共に、県障がい者支援課の共生社会づくり推進員から情報提供を行った。

[3] 今後の予定

・ 第4回部会 1月22日（木）Web 会議

虐待防止に係る情報交換・情報共有

令和7年度のまとめ

資料 2

運営委員会の活動状況及び県協議会の取組について

[1] 今年度の目的

下記のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹相談支援センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

令和6年度から8年度までの運営委員会のビジョン

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）

- ・地域生活支援拠点等の機能強化
- ・重度障がい児者の支援（実践報告、圏域の福祉計画の進捗の共有の機会の企画）
- ・地域協議会の運営の後方支援

[2] 取組状況

・定例運営委員会の開催 月1回

第4回は機能強化会議・人材育成部会との合同開催とし、相談支援従事者研修指導者養成研修の復命を通して、地域で相談支援専門員を支え、育てる体制整備の重要性を再確認し、地域のOJT体制整備の整備・強化に向けて、特にモニタリング検証の取組を推進した。

県内3圏域（地域）の実践報告を共有し、各圏域（地域）に取り入れるための協議の場を設けた。

・機能強化会議の企画・開催

第1回 5月20日（火）

テーマ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、本年度の推進テーマを明確化する」

第2回 7月22日（火）

テーマ 相談支援従事者指導者養成研修報告・地域において相談支援を育てる

・自立支援協議会（全体会）の開催

第1回 6月18日（水）

議 事 会長選出、県自立支援協議会について、運営委員、専門部会長選任、専門部会等の活動計画等について、その他

・自立支援協議会フォーラムの企画・開催

10月8日（水）

テーマ 「障害福祉計画の折り返し～意思決定支援の取組～」

○第1分科会「あなたの地域の就労選択支援はどんな感じですか」

○第2分科会「地域移行支援を進めるためには」

○第3分科会「強度行動障がい児者の地域生活支援について～本人・家族の想いに沿った生活を実現するために～」

[3] 今後の予定

・定例運営委員会 月1回実施

障がい者相談支援体制等機能強化会議及び自立支援協議会（全体会）の企画・実施、「地域からの課題」についての検討、今年度のまとめ等

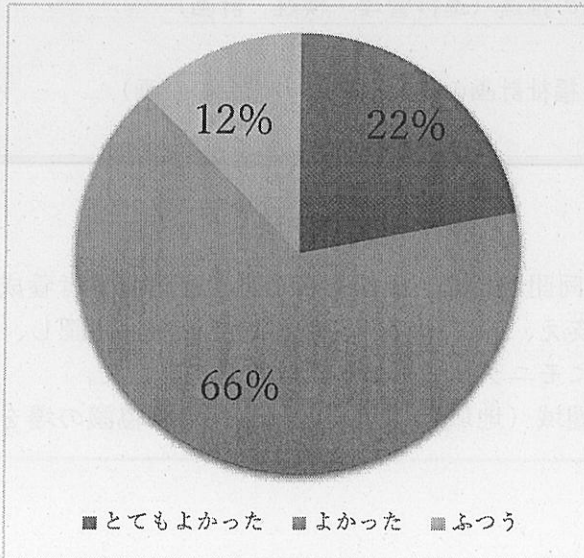
・機能強化会議の企画・開催 第3回 令和8年1月20日（火）

・自立支援協議会（全体会）の開催 第3回 令和8年3月19日（木）

令和7年度第2回障がい者相談支援体制等機能強化会議 参加者アンケート集計結果

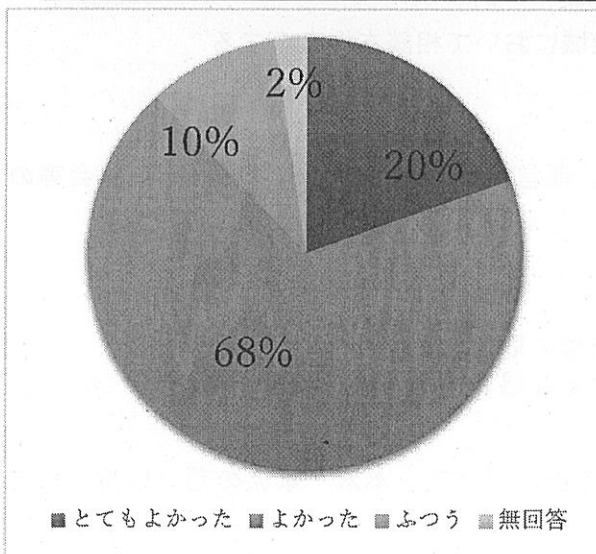
各圏域（地域）協議会から5名までの参加を受け、集合形式で開催。
各圏域（地域）から80名が参加（アンケート回収数 41件）。

会議事項（1）「令和7年度相談支援従事者指導者養成研修報告」の内容はいかがでしたか。



- ・相談支援専門員を一人にしない為に、継続的なOJTが重要という事が伝わった。
- ・端的で分かりやすかった。
- ・タイムリーな内容で、現在の困り感の参考になった。
- ・地域ごとに課題が異なると考えられるため（「人手はあるが質の担保が困難」、「サポート・育成体制は整っているが人手不足」など）、自圏域の特性に合わせた情報発信、動機づけなどの工夫の必要性に気付くことができた点でも本内容を聞いて良かった。

会議事項（2）「圏域（地域）ごとの意見交換」の内容はいかがでしたか。



- ・各圏域の報告が聞けたので、参考にしていきたい。
 - ・他圏域の情報が分かり、勉強になった。やはり圏域のカラーがあると思った。
 - ・目標として次の部会で検討できそうなことも意見としてあがった。
 - ・（自圏域の出席者と話すよりも）他の圏域の話をもっと聞きたい。
 - ・（人材育成部会との合同開催により）意見交換がよりスムーズだったように感じる。
- ⇒通常より会議時間を30分拡大し、地域からの実践報告を実施したことなどから、満足度が上がったと思われる。

今後の相談支援体制等機能強化会議で希望するテーマ等

- ・複数事業所間の協働連携による機能強化型のメリット・デメリットについて
- ・福祉計画を照らし合わせた計画相談の取り組みについて
- ・今回のテーマを継続してほしい

令和7年度 第2回障がい者相談支援体制等機能強化会議 地域アセスメントシート

圏域(地域)名



相談支援専門員の集まる会がある

年に数回、この会でGSVや事例検討を行っている

この会が地域の主任さんの活躍の場を兼ねている

参加者の誰かが作成したモニタリング報告書・サービス等利用計画を使っている

地域の特定・障がい児相談支援事業所の参加率が上がる

管内の相談支援事業所の数は...

管内の相談支援専門員の人数は...

このうち参加事業所の数は...

どちらかに印をつけて!

ある→詳しく教えて!

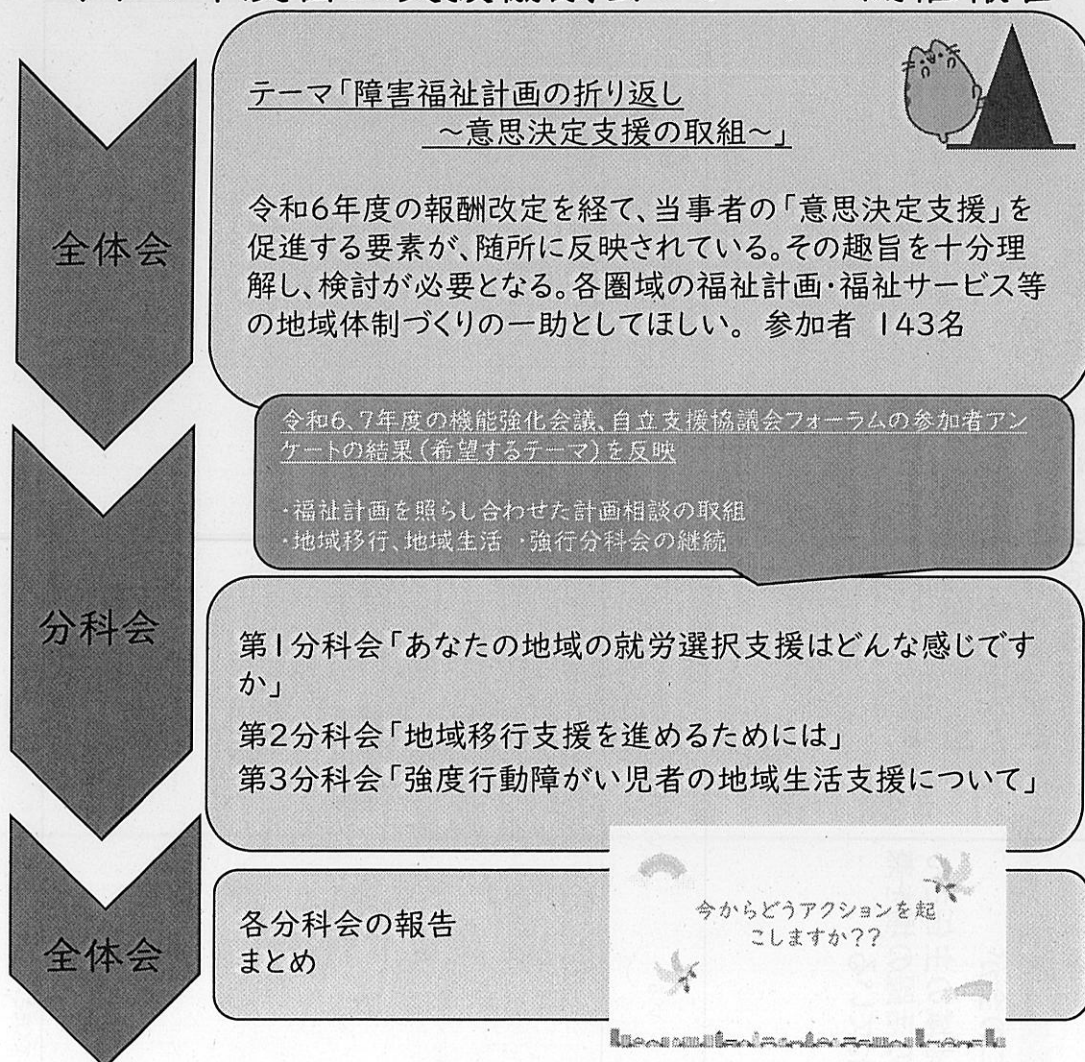
ない→ないが整備の壁になっているか教えて!

ある	ない	いる	いない	いる	いない	いる	いない	満足な参加率である	もっと参加率を上げたい

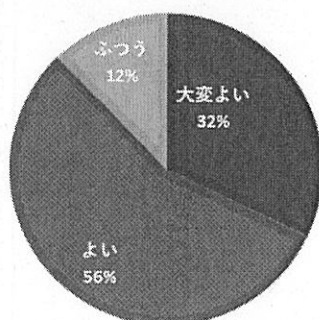
※階段状の図になっていますが、各項目ごとに「ある・ない(いる・いない)」を選択してください。

※各圏域(地域)の状況について、このシートを使用して共有する予定です。

令和7年度自立支援協議会フォーラム開催報告



全体テーマについて



自由記述から抜粋

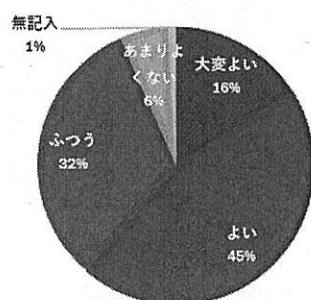
いつもタイムリーなテーマ
(今回も)しぼりこまれたテーマでよかったと思う

計画の折り返し地点であり、そのことを再確認するよい機会になった

テーマについてより深ぼりした話を聞けたら良かった

意志決定支援をとりあげたのはよいと思うが、個を尊重するということが、明確にイメージができなかった

全体プログラム構成



自由記述から抜粋

スムーズな流れを感じられた

事前の説明趣旨などを伝えた上で、分科会に分かれて深め、「もう少し話したい」位が良いと思う(今回のように)
その後、共有の時間があることで、他の分科会の情報を知ることができた

分科会時間が短いと思う。
テーマまとめはとてもわかりやすかった

- テーマについては、90%近くが大変よいまたはよいとの評価であり、障害福祉計画の折り返しのタイミングでタイムリーな話題との受け止めであり、テーマは好評だった。
- 全体プログラム構成では、流れがスムーズだったという回答が6割を超えた。ふつうと回答した者からは、分科会のグループワークが短いとの意見が大半であり、グループワークの盛り上がりも反映している。

第1分科会 テーマ「あなたの地域の就労選択支援はどんな感じですか」

- 実践報告① 「就労選択支援事業に向けた取組報告」
(特非) すみれ会 すみれ会共同作業所 サービス管理責任者 横森慎吾 氏
- 実践報告② 「地域と連携しながら準備していること」
長野県上田養護学校 進路指導主事 山際将史 氏

意見交換・まとめ

【実践報告①】

南佐久地域での就労選択支援の取組では、利用者本人の意思決定を支援するプロセスを重視している。単なる事前評価ではなく、本人の主体性を尊重し、適切な支援へ繋げる「入口」として機能している。これにより、支援の質向上やミスマッチ防止が期待できる。地域は町村が広く点在し、交通や資源の偏在が課題。事業所数も少ないため、進路選択においては柔軟で丁寧な支援が必要である。基幹センター・自立支援協議会・行政などと連携し、制度運用や地域課題に対応する体制を整備。法人内でも制度趣旨や地域状況を踏まえた丁寧な合意形成を経て承認に至った。今後は、アセスメントの質向上と情報共有体制の構築を進め、制度運用の公平性と透明性を確保しながら地域連携を深めていく。また、就労選択支援は一事業所だけでなく地域全体で協働して進める事業であるとの認識を共有している。

【実践報告②】

近年(R4~6年度)、高等部卒業後の進路は半数以上がB型事業所であり、今後多くの生徒が就労選択支援の対象となる見込み。高等部2年次から就労選択支援を実施し、アセスメント結果を進路選択に活用する体制を構築中。R8年度は2・3年生混在で行い、R9年度から2年生のみに移行予定。

11月に就労選択支援事業所・行政・学校関係者会議および1年生保護者説明会を実施予定。会議日程の調整が難しいため、既存のケア会議と併せて行う方針。10月より1事業所で就労選択支援を開始し、10日間のアセスメントを1回2名まで受入可能。対象者が多く卒業までに実施できない場合は、**就労移行支援によるアセスメント(経過措置)**で対応する。

主な課題は、①待機者対応、②学校行事との調整、③相談支援専門員の選定、④校外実施困難者への対応、⑤障害支援区分の扱い。

意見交換

①就労選択支援は精神障がい者も対象になるのか？②就労先を判断する”関係者”は、企業の立場の部分が強い印象だが、誰がどう判断するのか？③特別支援学校における「就労選択支援」のメリットは？④事業所として就労選択支援を実施するメリットは？⑤福祉サービスにかかわったことのない子どもが多く、保護者の理解が得られないと進めていくことが難しい。保護者への説明方法は？等の会場からの質問があり、4者(登壇者2名、部会長)にて返答をさせて頂いた。

☆①「就労選択支援＝就労面における意思決定支援」という重要な役割を担っていることを理解したうえで、地域での体制整備を進めること。②就労選択支援は、地域づくり・地域の活性化のために必要な事業、各関係機関の協力体制を構築すること ⇒圏域自立支援協議会の取組として、積極的な参加を。③各圏域協議会における継続的な協議の場の設定。サービスの質の向上、質の維持についての取組を。④実施主体となる福祉サービス事業所は法人の体制整備の検討を⇒事業への積極的な参入⑤本日の内容を各圏域に持ち帰り、自圏域でどう進めていくか、問いを投げかけていくこと。を参加者の皆さんへアクションプランとして提案させて頂いた。

【各圏域の取組（実践報告）】

長野編：長野市障害者地域移行コーディネートセンター（委託）	西川 洋介氏
松本編：相談支援センターねっとわん（特定）	小橋 加英子氏
障がい者相談支援センターあいほっと（一般）	臼井 尚子氏
上伊那編：上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ（基幹）	伊藤 恵理子氏

長野編

地域移行支援を進めるうえでの課題として、相談支援体制・体験の場の整備・住まいの確保・ピアサポーターの活躍の場・医療とのさらなる連携及び地域移行支援を担う指定一般支援事業所が増えないこと、実際に従事する事業所が増えない事も課題。地域移行支援を実施していない理由を伺う中で事業所訪問を行い、受けて頂いた事業所と一緒に動き、実施してよかった事を伝えていく取組が報告された。

松本編（松本市）

指定一般相談支援事業所は地域移行支援を行い、計画相談については別の指定特定相談支援事業所で受けて頂く事で、“初めての地域移行支援”でも指定一般相談支援事業所及び基幹相談支援センターが相談支援専門員のフォロー及びバックアップを行い、初めてでも安心して取り組む事ができ、いずれは指定一般相談支援事業を増やしていく働きかけに繋げていく取組が報告された。

上伊那編

精神科病院でソーシャルワーカー、看護師、指定一般相談支援事業所、精神障がい者地域生活支援コーディネーターが集まり退院に向けた支援についてのケース検討を月に1回行い、退院前からチーム作りが出来ている取組の報告があり、このチーム会議を行う事でインフォーマル含む地域資源について検討出来る事、指定一般相談支援事業所が概要を把握でき、地域移行支援へのつながりがスムーズになる事の報告があった。

【グループワーク】

今からどうアクションをおこしますか??

1. 今日のハイライト（一番心に残っていることや気づいたこと）。
2. 自分達がこれからできる一歩。

上記の2つの内容で、8つのグループがそれぞれディスカッションを行い、代表で3つのグループが発表（宣言）を行った。

- ・行政や基幹相談支援センターと一緒に地域移行の事業所を増やす
 - ・協議会の部会等を活用し、仲間を作る
 - ・施設入所支援での高齢者施設への移行等も含め、一歩踏み出す
- 等の内容が共有された。

【実施概要】

≪実践報告≫

実践報告①「意思形成支援の段階にあるお子さんの事例」

報告者：長野県信濃学園 支援課主任心理・支援員 支援調整担当 北村奈々恵 氏、
ご家族、特定非営利活動法人シャイン 相談支援専門員 宮原哲史 氏

実践報告②「ご本人とご家族の望む地域生活の実現に向けた相談支援の事例」

報告者：喬木悠生寮 主任相談支援専門員 勝又小百合 氏

≪グループ・ディスカッション(圏域ごと、または同規模圏域合同のグループで実施)≫

テーマ①：実践報告をお聞きした感想

テーマ②：圏域・地域で「強度行動障がい児者の地域生活」を支えるために必要な取組みとは？

テーマ③：テーマ②の取組に向けて、まず何から取り組むか(明日からのアクション)」

【実践報告①】

10代男児、自閉スペクトラム症の方の事例について、施設、ご家族、相談支援専門員それぞれの立場からご報告いただいた。本事例では、月1回の頻度で週末の短期入所事業を活用し、ご家族を支えることで現在の地域生活の継続を支援するとともに、ご本人が将来的に地域で生活していくための力を育む支援が展開されている。施設からは、ご本人が安心して過ごせるような環境の整備や年齢発達に応じた関わりの提供とともに、「地域で生活していく」という視点での社会的ルール等の意識づけの大切さについて報告があった。ご家族からは、強度行動障がいのあるお子さんとの日常生活の中で求められる様々な工夫や努力、時間的経済的な負担の大きさ、そして今後の生活に向けた見通しのつかなさや不安など、現状の課題と心情が共有された。また、相談支援専門員からは、児童期の支援において、本人の将来を見据えた意思形成支援を意識的に進めることの重要性が指摘された。

【実践報告②】

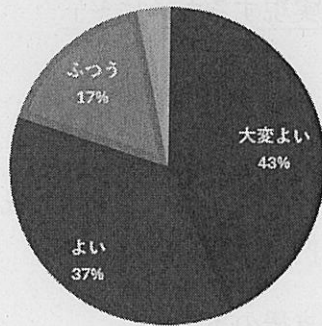
30代男性、知的障がい・自閉スペクトラム症(障害支援区分5)の方の事例についてご報告いただいた。本事例では、相談支援開始当初よりご家族は将来におけるご本人との自宅生活の継続を希望していたが、地域関係者からの理解が得られない状況であった。そうした中で、ご本人のやりたい活動を応援する方針に加え、課題行動を「表現」「訴え」として理解・対応する支援を積み重ねてきたことで、現在では自宅での地域生活が徐々に形づくられてきている。また、報告者からは、今後もご本人やご家族の望む生活を地域の中で継続していくために、必要な地域資源を創り出していくことの重要性が示された。

【グループワーク】

3つのテーマについてグループディスカッションを行った。実践報告の内容を踏まえ、各グループでは「強度行動障がいに関する支援者間での共通認識の課題」、「幼少期からの予防的な支援の重要性や体制整備に向けた取組みについての方向性」、「現状における地域資源の不足と、既存の資源の有効活用についての方策」などについて、活発な意見交換が行われた。今回の議論を通じて得られた気づきや視点をもとに、各圏域において更なる検討や取組の展開が期待される。

参加者アンケート集計結果 (N=106)

第1分科会



自由記述から抜粋

事業所側の取り組み学校側の送り出しの考えが聞けて参考になった。事業所側の体制作りの難しさを感じた

事業所や養護学校において、就労選択支援の実施に向けての取組、準備している内容がよく分かりった。今後、自圏域のプロジェクトでも検討を進めていきたい

グループワーク、情報交換ができればよかった

事業所が受入側だけでなく、学校側・送り出す側の実践も知ることができた。また、受入側が増えない課題、自分の立場としても支えることの重要性、増やすだけではなく維持向上の大切さを改めて実感できた

○学校、事業所と異なる立場での実践報告が聞けたことへの評価が高かった。参加者自身の立場での取組を考えるきっかけになったとの感想が寄せられた。

自由記述から抜粋

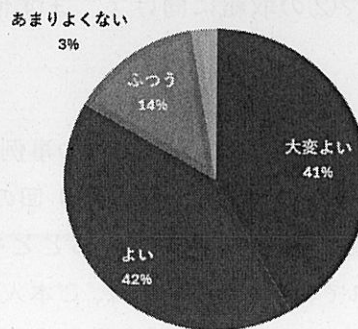
各圏域の実践報告を聞いて前向きに「自分のできる一歩」を実現させたいと思えました

自分たちがこれからできる1歩の宣言。プレッシャーではありましたが、今、必要だと感じられた事と早い段階で伝えたいと思います

忌憚のない意見交換できた。他地区もまざったグループだったので普段とちがう視点をきけたのはよかった
あらためて自地域のとりくみ状況を見つめ直す機会となった

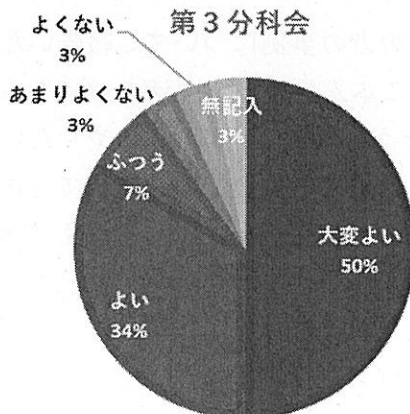
グループ人数が少なく、また精神疾患に関わることの少ないメンバーだったので実践発表から話を広げることが難しかった。移行支援という題目の内容が参加者で異なるためこれからの一歩につなげられなかった

第2分科会



- 各圏域の立場の違う実践報告と、グループワークを経ての「自分たちがこれからできる1歩」を宣言するという企画が、好評だった。
- グループワークでは、自圏域でのグループワークだったので、詳しい話ができてよかったという意見、他圏域と合同だったことがよかったという意見があり、また、グループによってはメンバー間での話合いが難しかったという意見もあった。

第3分科会



自由記述から抜粋

家族(母)の声を聞く事ができたことはよかった。また、年齢を重ねながら、1つずつ、当事者ができる事をつくる大切さを学べた

良い事例発表があり、自分も感化された

目の前の大変さをどうするかが優先になりがちだが、(相談支援)専門員が将来像を家族と共有していくことの大切さを確認できた

実践報告は大変参考になり、ご家族の思いも聞けてよかった。ディスカッションの時間が短く残念でした

同じ圏域でGWをしたが、それであれば、圏域で話せると思う。違う圏域と知りあい、情報支援の機会としたい

ご家族の思いや大変さを聞くことができ、よい機会でした。また、テーマについて、圏域の方とお話できありがたかったです

- 家族の声を含む事例発表があり、多くの参加者から刺激を受けたとの感想が寄せられ、好評だった。
- グループワークでは、地域ごとのグループで次の一歩について協議する場になったことがよかったという意見と、他圏域の話を聞きたいという意見の両方があった。また、活発な意見交換になったことで、時間が足りなかったとの意見もあった。

地域（自立支援）協議会の活動状況について

（１）就労選択支援について

（２）相談支援体制整備について

就労選択支援事業に関する調査票【地域自立支援協議会】

圏域名
事務局

問1 令和7年10月末現在、貴圏域又は地域において就労選択支援事業が開始されていますか？

- 1、されている 2、されていない

(問1で「1、されている」を選択した場合) 開始事業所数を選択してください。

(問1で「2、されていない」を選択した場合) その理由を記入してください。

また、現時点で開始予定の事業所数を把握している場合は、その数を記入してください。

問2 圏域又は地域自立支援協議会等において、就労選択支援について協議するワーキングチームや

就労選択支援も含めて就労支援について協議する場がありますか？

- 1、現時点でワーキングチーム等があり、今後も継続していく予定
2、現時点でワーキングチーム等があるが、就労選択支援事業所の体制が整えば終了予定
3、現時点でワーキングチーム等がなく、今後設置予定
4、今後も設置予定はない

※ その項目を選択した理由を記入してください。

問3 特別支援学校等教育機関との意見交換や連携体制は図られていますか？

- 1、図られている 2、図られていない

(問3で「2、図られていない」を選択した場合) どのように連携を図っているか記入してください。

(問3で「2、図られていない」を選択した場合) その理由を記入してください。

問4 圏域又は地域において就労選択支援の体制整備を行っていく（維持していく）上で課題と感じていることはあれば記入してください。

問5 就労選択支援事業に関して、県就労支援部に協力・支援を求めたいことがあれば記入してください。

以上で質問は終了です。御協力いただきありがとうございます。

回答結果は自立支援協議会本会及び県就労支援部会の資料として活用させていただきます。

選 択 区 画	問1 (就労支援事業の開始)			問2 (協議の場の有無)		問3 (特定教育機関との連携体制)		問4 (体制整備を行う(維持する)うえで課題と感じていること)	問5 (本部会への要望)
	事業所数	開始されていない理由	選択	記述	選択	記述 (図られている)	(図られていない)		
佐久	1	開始されていない理由 開始予定の事業所数	0	当該事業に係る地域の体制整備 に関する協議が必要かどうか ら。	1	当該地域の就労支援に係る協議を行 うために設置した「佐久圏域就労選 択に関する関係者会議」に、養護学 校の進路指導担当教諭にもメンバーと して参画していただいております。一 地域内連携等に係る協議を行って おります。		今後、実際に10月より当該事業を開始して いる事業所より課題を報告していただく予定です。	・他圏域における取組等の情報共有
上小	1		0	地域自立支援協議会内に就労支 援について協議するための就労 支援専門部会が設置されてい る。現在、部会内において就労 選択支援について協議するワー キング会議を行っている。	1	就労選択支援について協議するワー キング会議のメンバーとして特別支援学 校進路指導主事に参加いただき、高等 部の状況を踏まえた「就労選択支援事 業の利用方法、課題等」について意見 交換、協議を行い連携を図っている。		・就労選択支援事業が、現在就労継続支援B型利用 に際している就労アセスメントのように形骸化 することのないよう部会として何ができるのかを検討 していただきたい。 ・就労選択支援事業を利用したのち、就労継続支援 事業を利用する者となった場合、「利用が固定化さ れていないこと」や「ステップアップしているこ と」を確認する仕組みづくりなどを検討していただ きたい。	
諏訪	1	10/1開始 1事業所(就労選択支 援のぞうさん) 11/1開始予定 2事業所 (SAKURA岡谷センター、さざ 波の家)	1	今年度は試行的に養護学校生徒 4名を要請し、課題を検証し、 次年度から本格的に実施する	1	ワーキングチームに諏訪養護学校の進 路担当の先生2名、花田養護学校から1 名参加し、就労選択支援について学校 現場からの意見や課題を共有し、協議 している。		他の圏域の実施状況など情報を共有し、参考にした い。	
上伊那	2	令和8年4月より1事業所が開始 予定。	1	今後も課題等検討予定である。	1	現在行われているワーキンググルー プに参加していただいている。 今年度は養護学校生徒については調整 会議等行う予定。		・構想18について、第三者評価をどのように進めて 行けばよいか県で検討をお願いしたい。 ・上記について各圏域でどのように進めているのか 情報をいただきたい。	
飯伊	2	現在、3事業所が検討中。その事 業所と関係機関とで今後圏域での 連携等話し合う場を設けていく 予定。	3	問1の返答に伴いその後に予定 する。	1	自立支援協議会で情報共有。また、 日々の中で近況確認などを行って いる。		他圏域での進捗状況を情報共有頂きたいです。	
松本	1	現在 ウェルビーさんが10/1よ り開始。 2026年2月を目指して SAKURA 松本中央も開所予定。	1	プロジェクト会議を定期開催。 圏域の基本ルールを検討し、研 修会を予定している。	1	プロジェクト会議のメンバーでも あり定期参加していただいている。 充分な意見交換ができています。		他圏域では講師を宮内部長にお願している。 既に選択支援をされている事業所の事例をお聞きし たい。 皆さんから、こういう場合はどうしたら良いかと ケースの質問がある。 厚労省からの資料の解釈の仕方をご伝授いただきた い。	
木曽	2	就労移行事業所がなく、現在本圏 域では「延期」。	3	状況に応じ設置を検討させてい ただく	1	・障がい者基幹・総合支援センターと して各種イベントへの参加 ・ポツンセンターとして在学者による現 場実習への参加、就労アセスメント評 価の実施。 支援会議等参加させていただくことも あり、ご家族様と挨拶させていただ いている。		現在は延期対応となっているが、開始となった際 に他圏域の活動と異なる場合の進め方に関し参考 事例が乏しい。 現在は延期対応となっているが、開始となった際 に他圏域の活動と異なる場合の進め方に関し参考 事例が乏しい。	ポツンセンターで眼の視力が欲しいとの意見が上がっ ています。 現在は各圏域で規定を設ける動きを取っているが、 圏域ごとでの規定となると共有も困難となる。との こと。 現在は訪問圏域の進捗が良く、規定に関して「ひな 形」となる圏域の確認を行っていただけたらありが たい。もしくは県に精査頂き示唆いただけたらあり がたい。

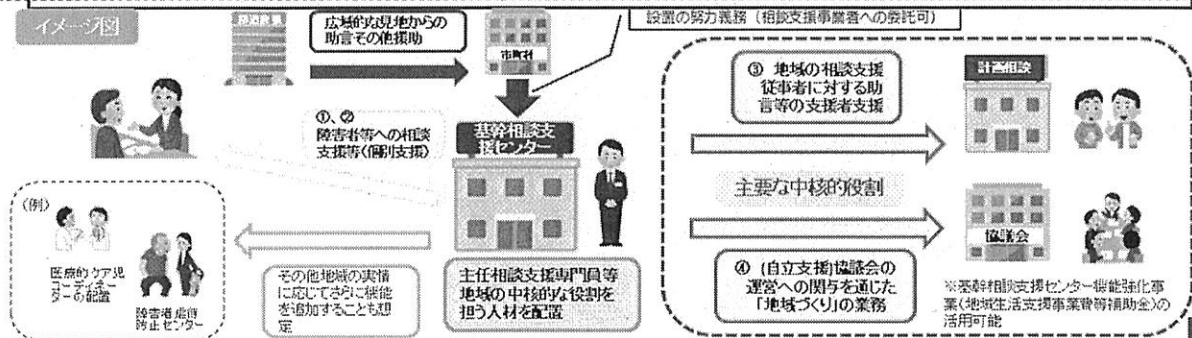
区域	事務局	問1 (就労支援事業の開始)		問2 (協議の場の有無)		問3 (特支教育機関との連携体制)		問4 (体制整備を行う(維持する)うえで課題と感じていること)	問5 (県議会への要望)	
		事業所数	開始されていない理由 開始予定の事業所数	選択	記述	選択	記述 (図られている)			(図られていない)
大北	大北圏域障がい者就業・生活支援センター	2	・就労支援事業を行う事業所がないため。現在1事業所が選択支援を受けているが基準を満たしておらずどうすればよいかが県へ確認をしている。	3	検討している事業所が指定を受けていることが可能かで状況も変わってくる	2	今までの就労アセスメントに関しても圏域内に就労移行支援事業所がないため、他圏域の就労移行支援事業所にアセスメントをお願いしていた経過もあり養護学校との就労にかなりしでの連携が図られていないかった。そのため具体的にこれからどうしていくか検討できている。	0	圏域内で就労支援を行っていただく事業所の確保。 事業所、養護学校、市町村で就労支援に向けて共通認識の理解。(同じ方向で進めていく)	就労支援事業所の要件の緩和、特例等可能であれば県へ働きかけをしてほしい
		1	4	0	1	長野圏域としての正式なスタート時期を決定するため	専門部会である「しごと部会」へ特別支援学校のコーディネーター及び教員に参画してもらい、定例の部会において意見交換や情報共有を図っている。	0	①利用希望者とサービス提供事業所の需要と供給のバランスを制度を維持、継続していきける状態に整備すること。供給が間に合わない場合、就労移行支援によるアセスメントの実施となるが、この場合、新制度への移行が進まなくなると思われる。 ②学校での職場実習を踏まえたアセスメントと就労支援事業所でのアセスメントを連携させて進路指導に活かしていく形へスムーズに移行できるか。 ③特別支援学校以外の利用希望者に対して、制度についてどのように周知していくか、①にも掲げたが、すべての希望者がサービス利用ができる環境を整備していくか。 ・事業者側で受け入れられる人数の把握や学校の年間スケジュールの調整が難しい。 ・アセスメントシート (VEED) が使いづらかった。統一が必要ではないか。	・特別支援学校以外の利用者について、利用者の希望と異なった見立てになった時の進め方や、相談支援専門員がどのように結果を参考にして関わっていくか。また、就労支援事業所と相談支援事業所の役割分担の仕方など、他圏域の情報を共有できる体制を検討していただけるとありがたい。 ・学校・事業所双方で受け入れの調整をいかにスムーズに行えるか。 ・さらに使いやすいアセスメントシートを作成し統一ができないか。
長野(須高地域)	須高地域総合支援センター	2	0	0	協議の場作りを検討していくこととは必要だが、まだ具体的に決まっていない。	1	昨年度まで自立支援協議会の専門部会に養護学校の参加があり、専門部会になかで情報共有等の連携は図られていた。	0	・就労支援サービスが、まだ未知数に思えてしまう。 ・どのように整備していけばよいのか、正直分からない。	・具体的な情報共有や協議会の助言指導等
長野(千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター)	千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター	1	0	1	現在、就労支援ワーキングを立ち上げ協議を行っている。又、ワーキングとは別に協議会内にたらく部会があり、就労支援について協議を行っている。	1	令和7年5月より、稲荷山養護学校、上田養護学校の連絡指導主事の先生にワーキングチームに参加頂き、月に1度行政や就労支援事業の予定事業所、基幹相談支援センター職員らと共に、制度の内容や目的、学校側から利用対象の生徒数や相談支援専門員不足の課題等、他の地域の動向等を情報共有してきた。11月、12月と就労支援について養護学校では保護者向けの説明会開催する。	0	千曲坂城地域の稲荷山養護学校生徒さんは来年度よりスタートとなる。令和7年10月末現在、地域内で就労支援事業所が一ヶ所のみで、他圏域(佐久)も対象としており、既に5名の依頼が来ていることとで利用相談は、お待ち頂きたいと言われた。また、来年度4月より開始予定の別の事業所と、現在スタートしている事業所との就労アセスメント内容のすり合わせ等はするものか？同じ地域内で就労支援事業所毎アセスメントが違っているのは仕方ないが、ある程度は同一箇所等がないと評価に差異が出てしまうのでは？	わかかりやすいパンフレットの作成
北信	はくしん圏域障害者就業・生活支援センター	2	0	1	部会内に専門検討する「就労アセスメント委員会」が設置されているため	1	上記「就労アセスメント委員会」、および協議会「雇用支援ネットワーク部会」に参加されているため。	0	いわゆる「手上げ方式」を前提とする従来の「事業開始」「どこか」「はじめる」のを「待つ」、状態が「常態化」しているため、相当の「テコ入れ(他圏域の資源を投入するなど)」等の、取り組みが想定されるため、そのための調整が課題となっている。	あらためて、県協議会に上記「圏域課題」をあげさせていただきたいと思います。引き続き継続協議をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等（障害者総合支援法第77条の2）

※令和5年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。（法第77条の2第2項）
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第3項））
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。（法第77条の2第1項）※施設は必ずしも建物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
- ① 障害者相談支援事業（77条1項3号）・成年後見制度利用支援事業（77条1項4号）
② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）
- ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）
- ④ （自立支援）協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務
（法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務）
- ※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。（法第77条の2第7項）



その他

- (1) 医療的ケア児・者と地域のつながりづくり事業報告会について
- (2) 高次脳機能障害支援ネットワーク構築等事業について
- (3) 就労選択支援における第三者からの評価について

■事業報告会スケジュール

時間	項目	内容
13:30	開会	オリエンテーション
13:35	導入 (10分)	当事者の声の動画 (長野市、松本市の保護者)
13:45	事業報告 (40分)	報告書、避難支援ガイドについて ●長野県医療的ケア児等支援センター 副センター長/亀井智泉氏 ●長野県社会福祉協議会
14:25	ディスカッション (90分)	ハネルデイスカッション 「あの日の課題を、「希望のつながり」に変えるために」 【パネリスト】 ●松本市こども発達支援課/課長 山崎ひとみ氏 ●松本市の避難訓練の取り組みについて ●長野県医療的ケア児等支援センター 副センター長/亀井智泉氏 ●長野県社会福祉協議会/岡宮真理 【コーディネーター】 ●NPO法人さくらネット/代表理事 石井希紀子氏 ●ゲスト・コメンテーター ●熊本県医療的ケア児支援センター/小篠史郎氏 ●熊本県医療的ケア児支援センター/小篠史郎氏 ●熊本県医療的ケア児支援センター/小篠史郎氏 コメンテーター/小笠先生
16:00	閉会	



医療的ケア児・者と 地域のつながりづくり 事業報告会



当事者グループの活動も披露しました。
(写真は「医療的ケアの輪」の皆さん)

令和元年台風第19号災害では、医療的ケアが必要なお子さんがある家族が被災し、停電した被災地で避難できる場所、充電できる場所を探して車で「さまよった…」という事例がありました。報告会では、「命の線」を地域とつなぐこの3年間の成果をふまえ、誰も取り残さない防災・福祉を実現するために今後の取り組みについて提案します。行政、医療・福祉関係者、そして地域防災関係者の皆さま。あの日の課題を「希望のつながり」に変えるために、一緒に考えませんか。

日時	令和8年1月30日(金)13:30~16:00
会場	キッセイ文化ホール (松本市水汲 69-2) 国際会議室及びオンライン
対象者	200人
定員	行政・社協・企業関係者 災害時に支援が必要な家庭及び支援者
申込	令和8年1月23日(金)まで

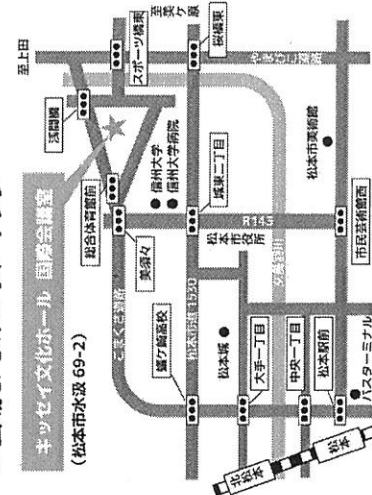
参加費無料
参加申込はこちらから／



休眠資金「医療的ケア児者と地域のつながりづくり事業」

- 主催/社会福祉法人長野県社会福祉協議会
- 協力/長野県医療的ケア児者支援センター
- 助成団体/公益財団法人長野県みらい基金、社会福祉法人長野県共同福祉会

■会場までのエリアマップ



参加費無料
参加申し込みはこちらのQRコードからお申し込み頂けます▶

高次脳機能障害支援ネットワーク構築等事業について

障がい者支援課

1 目的

病気や事故などにより、脳の一部に損傷を受けた結果、記憶障害等により日常生活や社会生活に制約がある高次脳機能障害は、外見上障がいの有無が分かりにくく、障がい特性の理解が進んでいないことや、地域における早期発見・早期支援の体制が十分ではなく、支援に結び付きにくいことが課題となっている。

そのため、新たに専任のコーディネーター2名を県立総合リハビリテーションセンターに配置し、同センターの医師等の専門職と連携しながら、地域支援体制の構築に向けた関係機関の連携強化、専門的な相談支援、支援者の養成等により、高次脳機能障害の総合的な支援体制の構築を図る。

2 事業概要

(1) 地域における支援体制の構築 (※長野及び北信圏域からモデル的に実施)

関係機関との連携による困難ケースや課題の把握・共有、課題解決に向けた地域支援ネットワークづくり

(2) 専門的相談支援

当事者とその家族、障害福祉サービス事業所等の支援者、関係機関等に対する相談支援を実施

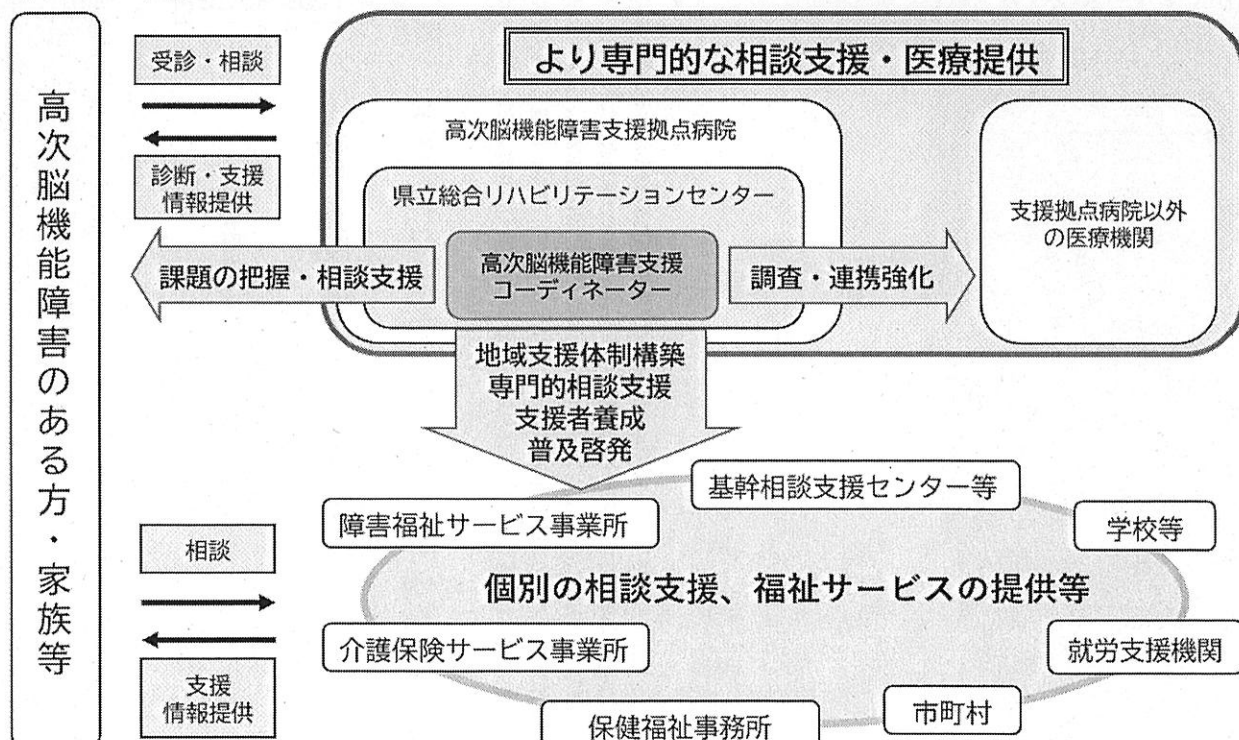
(3) 支援者の養成

障害福祉サービス事業所等の職員を対象とする高次脳機能障害支援者養成研修等の実施による支援者のスキルアップ

(4) 障がいへの理解促進

啓発リーフレットの配布、出前講座の実施、高次脳機能障害支援拠点病院(佐久総合病院・健和会病院・桔梗ヶ原病院・県立総合リハビリテーションセンター)の研修会開催支援

【イメージ図】



高次脳機能障害とは

高次脳機能障害とは、脳の病気やけが等によって脳の一部に損傷を受けたことにより、日常生活や社会生活（就学・就労等）に支障が生じた状態をいいます。

高次脳機能障害は、身体障害と違って外見上分かりにくく、ご本人が自分の障がいを認識できていないこともあります。

徐々に進行していく認知症とは異なります。

記憶障害

- ・約束していたことを忘れる
- ・日付を間違える
- ・目的地がわからなくなる
- ・新しいことを覚えるのが難しい



遂行機能障害

- ・予定、手順をたてるのが難しくなる
- ・物事の優先順位がわからなくなり戸惑う
- ・ちょっとした予定変更にも戸惑う

その他（病状の自覚ができないなど）

- ・障がいのあることを理解できなかったり、相談、受診、リハビリなどの必要性を認めない
- ・以前と同じように生活や仕事ができると考えているため、周囲が戸惑ってしまう
- ・わかっていないのに、「わかった、はい、はい」と返事をする



主な原因

- 脳血管障害
(脳出血、脳梗塞、くも膜下出血など)
- 外傷性脳損傷
(事故、転落など)
- その他
(脳炎、低酸素脳症、脳腫瘍など)

注意障害

- ・ひとつのことに集中したり、周りに注意を払うことが難しくなる
- ・気が散り、疲れやすいため、長い時間かかる仕事は注意が保てなくなる

社会的行動障害

- ・感情や欲求がコントロールできなくなる
- ・興奮して衝動的になったり、パニックになる
- ・自発性低下、抑うつ、引きこもりになる
- ・衝動を抑えられず、金銭を浪費してしまう

どう接したらいいの

高次脳機能障害を正しく理解し、症状に合わせた対応をすることで、ご本人の負担が軽くなり、生活がしやすくなります。適切な工夫や周囲の配慮、環境整備等を行い、支持的に接しましょう。

障がいを補う「代わりの方法」を身につける

メモや予定表に記載し、自己管理する習慣をつけます。作業する手順書を作っておきます。

作業に集中できる環境づくり

部屋は目につくものを減らし、短時間でできることから取り組むようにします。

用件はひとつずつ、絵や写真も使って

一度に複数のことを伝えず、ひとつずつにします。また、言葉だけでなく文字や絵、写真を使って伝えることで分かりやすくなります。

イライラした様子が見えたらクールダウン

周りの人は本人から離れたり、本人をその環境から離し、気持ちが落ち着くようにしましょう。

自己流では逆効果のことも・・・ お互いに疲れてしまいます

- ・イライラしているときに説教をする
- ・忘れないよう何度も言い聞かせる
- ・反省文を書かせる
- ・苦手なことを出来るまでやらせる
- ・できないことを過度に指摘し直面させる



ご家族、周囲の方へ

病気やけがの退院時に「高次脳機能障害」と聞いてはいても、生活してみて初めて以前と変わった、できていたことができない等気づき、お困りではありませんか？

なぜこんなことができないのかと困惑したり、身体以外に脳にも障がいがあることにショックを受けたかもしれません。

家族だけで抱えずに、相談してみましょう。

身近な相談先

- まずは、
- ・お住いの市町村の保健師、障害福祉相談窓口
 - ・現在のかかりつけ医
 - ・病気やけがで入院・通院していた医療機関に相談してみましょう。

高次脳機能障害支援 コーディネーター

長野県では、高次脳機能障害のある方やご家族が安心して暮らせるよう、コーディネーターが相談に応じています。

どなたでも無料でご利用いただけます。
お気軽にご相談ください。

電話 026-295-6236

メール koujinou@pref.nagano.lg.jp



高次脳機能障害 支援拠点病院

県内4か所の医療機関を「高次脳機能障害支援拠点病院」に指定し、相談支援や専門的な診断、リハビリ等を行っています。直接お問い合わせください。

長野県立総合リハビリテーションセンター

【地域連携支援】

住所：長野市大字下筋沢 618-1
電話：026-296-3953



JA長野厚生連 佐久総合病院

【医療相談室】

住所：佐久市田中 197
電話：0267-82-3131



医療法人社団 敬仁会 佐久総合病院

【地域連携支援】

住所：塩尻市京賀 1295
電話：0263-54-0012



社会医療法人 健和会 健和会病院

【相談室】

住所：飯田市麻中平 1936
電話：0265-23-3116



●紹介状必要 ●自費車運転相談支援 ●当事者・家族会

令和7年4月発行

作成・発行：長野県健康福祉部障がい者支援課
住所：長野市大字南長野字幅下 692-2
電話：026-235-7103
電子メール：fuku-kanri@pref.nagano.lg.jp

脳の病気や けが等のあと こんな症状に 困っていませんか？

本人は気づいていないみたいけど、
以前と様子が変わった・・・



怒りっぽい
我慢ができない



約束をすぐに忘れる
何度も同じことを
聞く

指示をされないと
行動できない
段取りが悪い

もしかしたら
脳が受けたダメージの後遺症

こうじのうきのしょうがい

「高次脳機能障害」

かもしれません

長野県

(参考様式18)

就労選択支援事業における第三者からの評価について

長野県知事 様

年 月 日

所在地
 指定を受けている就労系障害福祉サービス事業者名
 協議会の名称等
 ※協議会等の場合に記載
 代表者職氏名
 担当者
 電話番号

印

下記の者が就労選択支援事業を実施することについての評価は以下のとおりです。

被評価者	法人名	
	事業所名	
評価・意見		

※就労選択支援事業所の開設にあたっては、自立支援協議会、市町村委託相談支援事業者、近隣の就労系障害福祉サービス事業所等から適切な評価を受けている必要があります。

就労選択支援事業における第三者からの評価について

令和7年 9 月 1 日

長野県知事 様

所在地
指定を受けている就労系障害福祉サービス事業者名
協議会の名称等
※協議会等の場合に記載
代表者職氏名
担当者
電話番号

〇〇市〇〇
〇〇協議会
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

印

該当するいずれか
一方の欄を記載

下記の者が就労選択支援事業を実施することについての評価は以下のとおりです。

被評価者	法人名	社会福祉法人〇〇
	事業所名	就労選択支援事業所〇〇
評価・意見	当該法人の運営する就労移行支援事業所〇〇の実績は〇〇〇〇であり、就労選択支援事業の実施が可能であると認められます。 なお、就労選択支援事業の実施にあたっては、〇〇〇〇について〇〇〇〇と十分な連携を行ってください。	

※就労選択支援事業所の開設にあたっては、自立支援協議会、市町村委託相談支援事業者、近隣の就労系障害福祉サービス事業所等から適切な評価を受けていることが必要です。

令和7年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法・場所
3月	19日(木)	13:30 ~ 15:30	県庁講堂 (オンライン併用)

令和7年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
1月	20日(火)	13:30 ~ 15:30	諏訪圏域内 で開催予定

テーマ(予定)

「障がい者の地域生活を応援する地域生活支援拠点の機能強化に向けて(仮)」

参集範囲(予定)

地域生活支援拠点コーディネーター、市町村、基幹相談支援センター、障がい者総合支援センター(地域自立支援協議会事務局)、主任相談支援専門員、保健福祉事務所等

地域からの課題

提出期限	提出方法
令和7年11月28日(金)	事務局宛てメール提出 fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp